

年金が受けられます

老齢基礎年金

問い合わせ先

国保年金課 国民年金係
☎ 5608-6130・6131

国民年金の保険料を納めた期間（保険料免除期間などを含む）が10年以上ある方は、原則として65歳になってから老齢基礎年金が受けられます。

障害基礎年金

問い合わせ先

国保年金課 国民年金係
☎ 5608-6130・6131

65歳までの病気やけがで障害となった場合、一定の要件を満たしていれば支給されます。

死亡一時金

問い合わせ先

国保年金課 国民年金係
☎ 5608-6130・6131

国民年金の保険料を3年以上納めた方が、どの年金も受け取らずに死亡した場合、生計を共にしていた遺族に支給されます。（遺族の範囲は、死亡した方の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹です。）

特別永住者福祉給付金

問い合わせ先

高齢者福祉課 支援係 ☎ 5608-6168

国民年金制度上、老齢基礎年金等を受けることができない特定の外国人住民等に福祉給付金を支給します。

●支給内容・支給時期

月額1万5千円。毎年8月、12月及び4月に、それぞれの前4か月までの分を金融機関口座に振り込みます。

●対象となる方

大正15年4月1日以前に生まれた特別永住者及び特別永住者からの帰化者で、以下の要件すべてに該当する方

- 墨田区に住民登録を行った日から2年以上経過していること
- 本人の前年所得が、老齢福祉年金の本人の所得制限額を超えていないこと
- 公的年金、生活保護、特別永住者障害特別給付金のいずれも受給していないこと

控除が受けられます

障害者控除対象者の認定について

問い合わせ先

高齢者福祉課 支援係 ☎5608-6168

墨田区に住所があり65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方は、ねたきりや認知症等の身体状況により、所得税や住民税の障害者控除の対象となる場合があります。

介護保険の要介護認定結果情報をもとに対象となるか確認をさせていただきますので、詳しくは、上記へお問い合わせください。

おむつ代医療費控除 対象者の確認書交付について

問い合わせ先

介護保険課 認定・調査担当
☎5608-6935

おむつ代医療費控除を受けるのが2年目以降の方が対象です。要介護認定を受けている方で一定の条件を満たす場合は、確定申告に使用する「主治医意見書内容確認書」を交付することができます。詳しくは、上記へお問い合わせください。

なお、1年目の方は、主治医に「おむつ使用証明書」を記入してもらい税務署へ提出してください。

生活に困ったときは

生活保護の相談

問い合わせ先

生活福祉課 相談係 ☎5608-6154

高齢や病気などで、生活や医療の支払いに困り、ほかに方法がないときは生活保護法による保護が受けられます。保護には生活・住宅・教育・介護・医療・葬祭等の種類があり、収入が決められた最低限度の基準に達しないとき、不足額が支給されます。

生活困窮者の相談

問い合わせ先

厚生課 暮らし・しごと相談室すみだ
☎5608-6289

生活や仕事に困っている方や、これらに不安や心配がある方の相談に応じ、生活困窮に至るさまざまな課題を整理し解決に向けた支援をします。

生活福祉資金貸付事業（福祉費）

問い合わせ先

墨田区社会福祉協議会
東向島2-17-14 ☎3614-3902

葬祭、住居の移転等、住宅の増改築・補修等、福祉用具等の購入、障害者用自動車の購入、負傷または疾病の療養、介護サービス・障害者サービス等を受けるための費用を貸付ける制度です。墨田区社会福祉協議会が窓口となります。

貸付の種類により様々な要件があります。

不動産担保型生活資金貸付事業

問い合わせ先

墨田区社会福祉協議会
東向島2-17-14 ☎3614-3902

現在お住まいの自己所有の不動産（土地付き一戸建て）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として、東京都社会福祉協議会が生活資金を貸付ける制度です。墨田区社会福祉協議会が窓口となります。

地域の相談相手として

墨田区民生委員・児童委員 (墨田区高齢者相談員)

問い合わせ先

厚生課 厚生係 ☎5608-6150

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けている地域福祉の相談役です。

日ごろから高齢者、障害者、社会福祉等の相談を受け、必要に応じて関連機関と連絡調整するなど、地域と行政とのパイプ役として活動しています。困りごと、悩みごとなどがありましたら、お気軽に近くの民生委員にご相談ください。相談の内容については、秘密を守ることが義務付けられています。

担当の民生委員がわからないときは上記にお問い合わせください。

ふれあい訪問を実施します

問い合わせ先

高齢者福祉課 地域支援係 ☎5608-6170
支援係 ☎5608-6168

墨田区高齢者相談員(墨田区民生委員・児童委員)がお宅を訪問し、現在のお体の状態や、困りごと等をお聞きするため、毎年「ふれあい訪問」を実施しています。お話の内容によって、その方にあったサービスをご紹介したり、高齢者みまもり相談室、高齢者支援総合センターと連携し、ご相談に応じます。

●対象となる方

- (1)65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯
- (2)長寿者祝金の喜寿対象者(数え77歳)

●実施時期

- (1)通年で、相談支援が必要な世帯
- (2)毎年9月頃(喜寿対象者のみ)

福祉機器に関すること

問い合わせ先

シルバープラザ梅若 墨田1-4-4 ☎5630-6541

自立支援や介護に役立つ福祉用具を展示し、専門の相談員が福祉用具に関するご相談をお受けします。

●費用 無料

墨田区介護サービス相談員

問い合わせ先

介護保険課 管理・計画担当 ☎5608-6924

墨田区介護サービス相談員は、区長から依頼を受けて活動しています。介護保険制度の理解の促進を図るとともに、利用者の方やご家族の方との懇談を通して、介護サービスに関する疑問や不安等の問題の改善やサービスの質の向上を目指します。

担当の相談員に取次ぎますので、お気軽に上記にお問い合わせください。

●とき 随時

●ところ 墨田区内全域

契約トラブルや 消費者トラブルなどで

困ったときは早めにご相談を! (すみだ消費者センター)

問い合わせ先

すみだ消費者センター 消費者相談室
墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階
☎5608-1773

消費生活相談員が、悪質商法による被害やインターネットをめぐる架空請求、商品事故に関する苦情など、さまざまな消費生活に関する疑問や契約トラブル等の相談に応じています。

また、さまざまな消費者トラブルを防ぐためのチラシ配布・DVD貸出し、相談員派遣による出前講座や専門家による消費者講座を実施しています。

●とき 月曜日～土曜日(日曜・祝日・年末年始は休み) 午前9時～午後4時30分(土曜日は電話相談のみ受付)

●ところ すみだ消費者センター

●対象となる方 墨田区在住、在勤、在学の方

●費用 相談無料

権利を守ります すみだ福祉サービス権利擁護センター

すみだ福祉サービス権利擁護センターでは、高齢者や障害者の方が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、次のようなお手伝いを総合的・一体的に行っています。お気軽にご相談ください。

成年後見制度利用支援

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などが安全に生活できるよう、成年後見制度の利用相談や後見等を引き受けてくれる団体の紹介を行います。また、区民が後見人を担う「市民後見人」の養成・支援を推進しています。

「認知症が始まったらどうしよう。不安でしょうがない。」「子どもに知的障害があって、親亡き後のことが心配。」など、お困りの方はご相談ください。

弁護士による権利擁護法律相談

高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の十分でない方の権利擁護相談や、福祉サービスの利用に際しての苦情に対し、弁護士が法律的な相談に応じます。

「よくわからないうちに高価な品物を買わされた。」「施設でケガをさせられたので法律的な助言がほしい。」など、お困りの方はご相談ください。

親族後見人の方の後見業務に関する相談にも応じます。

●相談日 要予約
毎月第3木曜日 午後1時半～4時半

※申込み多数の場合は調整させていただきます。

●費用 無料

福祉サービスに関する苦情受付

「苦情をどうやって申し出るかわからない。」「事業者が取り合ってくれない。」など、お困りの方はご相談ください。相談員が解決に向けての助言等を行います。また、必要に応じて、別に設ける専門家による『すみだ福祉サービス苦情調整委員会』により、苦情解決へ向けて事業者との調整を行います。

なお、介護保険についての苦情の受付窓口は、墨田区役所介護保険課及び国民健康保険団体連合会が行うこととなります。

福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)

認知症高齢者や要介護・要支援の高齢者、及び知的・精神障害者の方が福祉サービスを利用する際に、利用契約やケアプラン作成の場に立ち会い、事業者と対等な関係で手続きができるようお手伝いします。

「福祉サービスを利用したいけれど、事業者との契約の方法がわからない。」「ケアプランをつくる時に、だれか立ち会ってほしい。」など、お困りの方はご相談ください。

その他、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスも提供しています。

●費用 相談無料

●福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス
1時間1,000円～2,500円

●書類の預かりサービス

1か月1,000円

利用するサービス内容によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

法人後見事業

墨田区社会福祉協議会が後見人になります。社会福祉法人として行うので、長期間の寄り添う支援ができます。また、地域とのつながりを活かした支援を行います。

「認知症の父が、1人暮らしをしているので心配。」「信頼できる後見人がいない。」など、お困りの方はご相談ください。

●費用 家庭裁判所が決定します。

問い合わせ先 すみだ福祉サービス権利擁護センター 相談専用電話

☎5655-2940 (フクシのワ) FAX 3612-2944

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・12月29日～1月3日を除く)

高齢者虐待防止事業

～高齢者の虐待防止について相談・支援を行います～

問い合わせ先 高齢者福祉課 相談係 ☎5608-6174

相談窓口 高齢者支援総合センター(P12～13参照)

高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっております。平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けている高齢者を発見した者は、市区町村への通報義務が規定されました。

虐待は、その行為が意図的かどうかは問いません。介護者、養護者の孤立や介護疲れにより、気づかないうちに行われていることもあります。

通報を受けた市区町村は、虐待の事実を確認した後、虐待を受けた高齢者はもとより、虐待者である養護者へも支援を行います。早い段階で第三者が関わって介護の負担軽減を図るなどすれば、虐待を防止することができます。

ご家族、ご近所の方、事業者、虐待を受けている高齢者ご本人など、「心配だな」「虐待を受けているのではないかな」と思われたらご相談ください。

また、介護に困ったり、疲れを感じたら、お気軽に、高齢者支援総合センター(P12～13参照)にご相談ください。

高齢者虐待とは、

- ① たたく、なぐるなどの身体的虐待
 - ② 介護の放棄、放任(ネグレクト)
 - ③ 暴言、どなりつける等の心理的虐待
 - ④ 年金や預貯金等の使いこみ等の経済的虐待
 - ⑤ 性的虐待
- の行為をいいます。

